

独立行政法人 水資源機構 分任 契約職
利根導水総合管理所長 大津 太郎
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|---|
| 1 件 名 | 鴻巣宿舎給湯器更新他 |
| 2 業 務 場 所 | 埼玉県鴻巣市人形2-2-37 鴻巣宿舎A-201、A-202、A-301及びA-302 |
| 3 業 務 期 間 | 契 約 締 結 の 翌 日 から 60日間 |
| 4 内 容 等 | 仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|--|--|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見積参加要件 | 当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、役務の提供の業種区分の「建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理」の認定を受けており、かつ、営業品目の「冷暖房(空調)設備、衛生設備(水道施設、消防設備を含む)、冷凍機設備、給排水設備、防火排煙設備」に登録されている者であり、かつ本店、支店又は営業所が埼玉県に所在している者で別添仕様書のとおり業務の実施が可能なる者であること。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提 出 方 法 | 電子メール又はFAXによる。(※メールアドレス及びFAX番号は、4)に記載) |
| 3) 見 積 書 提 出 期 限 | 令和 8 年 10 月 6 日 12:00 まで |
| 4) 提 出 先 | 独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所
FAX番号 048-557-1506 (電子メール)nyukei_tonedo@water.go.jp |
| 5) 担 当 者 | 総務課 契約担当 |
| 6) 質 問 書 提 出 期 限 | 令和 8 年 9 月 30 日 12:00 まで |
| 7) 見 積 日 時 | 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。 |
| 8) 見 積 回 数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見積提出の期限は令和8年10月7日 12:00までとします。 |
| 9) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 結 果 | 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに書面により通知します。 |
| 5 請 書 | 契約の相手方として決定した者は、請書を提出することとします。 |
| 6 そ の 他 | |
| 1) 契約金額は、見積書に記載された課税対象の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)に課税対象外 | の金額を加えた金額とします。 |
| 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後(納品確認後)の一括支払となります。 | |
| 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。 | |